

令和元年度事業報告書

社会福祉法人 親心会

指定障害者支援施設戸河内あすなろ園

グループホーム（共同生活援助）大銀杏

安芸太田町ユニバーサルリビングやまゆり寮

知的障害者授産施設戸河内あすなろ園として平成16年10月に開設してから16年が経過しました。その間に障害者に係る法制度は大幅に改正され、特に平成24年からの障害者自立支援法及び総合支援法は、大幅な制度改革の状況をもたらしました。そのことにより、戸河内あすなろ園のサービスも日中活動を基準に生活介護及び就労継続支援B型と二つに分かれることになり、職員及び利用者も制度に慣れることができない状況が現在も続いています。

制度の根幹にある、福祉施設の入所者を減らして地域移行する目的のグループホームを平成28年に設置しましたが、障害者雇用という社会環境が十分に整備されていない当地域の現状においては、利用者数の増が進んでいません。

平成29年からの社会福祉法人の制度改革は、「運営から経営に」とシフトし、よりシビアな考え方を求められており、情報公開や説明責任及び法令遵守が必然となっています。

地域移行のあおりを受けて施設入所希望者は病院からの移行がほとんどになっています。このことは、戸河内あすなろ園の基本的な利用者である知的障害者の枠を超えた、どちらかという精神障害を合わせ持った人や広範性発達障害という新たな障害を抱えた利用者へシフトしつつあると言えます。これらは、利用者同士のトラブルや無断外出の他、興奮による施設備品の破損等につながるなど、職員は今までの経験を超えた専門性を要求されています。

このような社会背景の中で社会福祉法人親心会及び戸河内あすなろ園が着実に地域の中で、その資源を有効に活用して発展させ、地域のニーズに応えられるように努力しなければならぬと考えています。

1. 施設運営

定員 施設入所支援 定員 50名

日中活動 生活介護 定員 40名（平成30年1月1日変更）

※生活介護の利用者が今後増加しますので定員の変更を行います。

就労継続支援B型 定員 15名

利用状況 入所利用者数 45名（平成31年4月1日現在）

日中活動 生活介護利用者 39名（長期入院者 3名）

就労継続支援B型利用者 6名 + 1名（グループホーム在住）

令和元年度利用状況（入所者 1名 退所者 1名）

2. 日中活動

日中活動として生活介護と就労継続支援Bに分かれています。

毎月活動日としては、（月の日数－8日）22日～23日／月となっています。

・生活介護の活動内容（作業等が難しい利用者 支援区分3以上）

- ・趣味的な活動 軽スポーツ、創作活動、手芸、塗り絵、清掃作業
 - ・生産的な活動 農作業、清掃作業、草取り、草刈作業、廃棄物処理作業
 - ・就労継続支援B型の活動内容（就労を主とした利用者 支援区分2以上）
 - ・廃棄物選別作業、自動車部品製作作業、草刈等一般作業、労務提供作業
- 日中活動の中の生産活動に継続的に従事する利用者の方が減少傾向にあります。
地域の中で自立するためには生産活動に継続的に従事することが重要な要素であり、新しい作業の開拓を進めて行く必要があります。

3. 施設入所支援

- ・主として施設の夜間の活動について支援を行う。
（入浴、排せつ、食事などの介護、生活等に関する相談及び助言等）
- ・12月28日～1月3日を除く毎日（正月休みを除く年中無休）
- ・入浴（月、水、金）、シャワー浴（左記以外の日）

4. グループホーム大銀杏（共同生活援助）

- ・主として夜間の活動について支援を行う（戸河内あすなろ園施設入所に同じ）
- ・利用定員8名
- ・平成31年3月31日 4名
- ・日中活動は就労継続B型事業、就労継続A型事業、一般就労事業
- ・食事等はグループホームで世話人により提供する。
- ・夜間は10時までの見守りを行う。

入所するためには原則就労先が必要です。町内において1事業所で1名が一般就労、就労継続A型事業で2名が就労し、戸河内あすなろ園の就労継続B型を1名利用しています。

5. 年間行事

生活介護利用者と就労継続支援B型利用者と平日の活動は異なっていますので、施設全体としてのレクリエーションはなかなかできません。その中で、4月のお花見、8月のガーデンパーティと12月のクリスマス会、1月のとんどは全員参加で行いました。

- ・4月8日（月） 花見 岩国・野呂山 40名
- ・5月12日（日） 障害者陸上競技大会（場所が尾道で遠いため参加せず）
- ・4月16日～8月20日 料理クラブを開催
- ・8月25日（日） ガーデンパーティ 42名 GH4名 家族会7名 職員20名
- ・9月29日（日） フライングディスク大会（安芸たかた）19名 職員8名
- ・10月5日（土） ナイスハート 41名 家族会3名 職員9名
- ・10月14日（金） 釣りクラブ 19名 職員7名 その他2名
- ・10月30日（水） あいサポートアート展 36名 職員9名
- ・11月4日（祭） 釣りクラブ 5名 職員3名
- ・11月10日（日） 五サー市（家族会 職員）
- ・11月12日（火） 江田島ミカン狩り 42名 家族会7名 職員10名
- ・12月22日（土） クリスマス会（全員参加）
- ・1月18日（土） あすなろ園とんど（全員参加）

家族会の方への参加要請と家族会からの経費の支援で、11月12日の江田島ミカン狩りを行うことができました。

6. ボランティアの受け入れ

施設の開放性の一貫としてボランティアの受け入れを積極的に進めてきましたが、受け入れ側の体制（学習）が不十分なため、実効性がなく具体的な数字に表れていません。利用者の日中活動についても、色々な活動を教えてもらえるボランティアをお願いしたいと考えて進めています。

7. 施設の防災対策

年間2回の消防訓練を実施しました。その内1回は夜間想定として夜勤職員2名での訓練を実施しました。

地震及び水害等の自然災害については、避難の仕方・場所等、行政より具体的な計画を求められていますので、自治会及び安芸太田町と連携を取って避難訓練の実進を進めていますが実施には至っていません。最近の新聞報道等によると、避難所までの距離は500m程度となっています。その点を考えますと隣の特別養護老人ホームへの避難も検討する必要がありますが、老人ホーム側の受入条件が厳しく実現に至っていません。

8. 虐待防止について

施設における虐待の原因として、施設自体が閉鎖された空間であり外部の目が届かないため、職員の自己判断で処遇する場合があります。利用者が興奮して他害を及ぼす場合は身体拘束等の措置が必要ですが、身体拘束については緊急性等の条件という制限がかかっていますので、原則施設として身体拘束はできません。病院においては身体拘束が医療行為として行われていますが、人権侵害として問題になっています。そのため、（その場所から移動する。当事者と直接話をする。他のことに利用者の意識を持って行く。）等の方法で興奮を鎮めることや、薬の服用で対応しています。しかしながら、薬の効果が持続しないのでどうしても夜間に不眠となり活動を行う利用者がいます。このことは、他の利用者の睡眠を妨げる結果となりますが、他の利用者の許容や理解の範囲を超えるとトラブルになります。このことをふまえ、令和元年度に外部の虐待防止の研修に参加予定でしたが、新型コロナウイルスの関係で中止になっています。

職員が利用者を虐待したという報道は多いですが、利用者が暴れて職員に暴力をふるったことはあまり問題視されていません。しかし、実際には職員のモチベーションの低下や退職につながることもあり、的確な対処方法が無いことも事実です。

利用者の人権を守り職員の生活を確保するために、虐待については施設として重要な課題として取り組んでいます。

9. 施設見学の報告

あすなる園も開設して15年が経過しましたが、最近の福祉業界の状況等について知り得る機会が少ないので、施設外研修として職員を2班に分けて施設見学を行いました。

・第1グループ 11月27日 庄原もみじ園

ともいきの里

理事長以下職員12名

- ・第2グループ 12月10日 ルネサンス本郷
中国芸南学園
理事長以下職員13名

いずれの施設も利用者の処遇についていろいろな工夫をされており、チームとしての動きをされていました。見学した色々なことはすぐに業務に活かされるわけではありませんが、利用者処遇についてもその方法は無限にあり、可能性を求めて努力していかなければならないと感じています。

10. 安芸太田町ユニバーサルリビングの運営について

平成29年の3月町議会において町条例が改正され、利用料を大幅に減額しました。そのこともあり、令和元年度は3名入所され1名が退所され3月末で5名が入所されています。ただし、利用料を減額したことにより、収益性は下がっています。利用者の平均年齢も85歳以上となり、生活力の低下とともに認知機能の衰えが目立ってきており、どの時点で次の施設等を考えるべきかの判断を迫られています。

なお、平成18年の完成後13年経過しており、少しずつ経年変化による修繕の必要な部分が出てきています。指定管理における修繕費の施設負担の上限が10万円になりましたので、大きな修繕は安芸太田町でお願いできることになっています。